

# 森林保険だより



初めての登山、近江富士の頂上をめざして（撮影／村岡 貴彦 森林保険センター）

- ◆ 理事ご挨拶  
 (国研)森林研究・整備機構 理事(企画・総務・森林保険担当) 森谷 克彦 …… 2
- ◆ 所長ご挨拶 激甚化する自然災害、備えは十分ですか？  
 (国研)森林研究・整備機構 森林保険センター所長 吉永 俊郎 …… 2
- ◆ 森林保険の運営体制 …… 3
- ◆ 森林保険で補償される「風害」「水害」 …… 4
- ◆ 保険金をお支払いした災害の事例(風害・水害) …… 6
- ◆ 市町村ご担当者の皆様へ  
 大切な地域の森林に、森林保険をご活用ください …… 8

## 理事ご挨拶



国立研究開発法人  
森林研究・整備機構  
理事(企画・総務・森林  
保険担当)

森谷 克彦

本年4月に森林保険業務担当の理事に就任いたしました森谷でございます。皆様には、平素より森林保険の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、森林保険は、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災及び噴火災による損害を総合的に填補するもので、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットであり、林業経営の安定と被災後の再造林の促進に必要な不可欠な制度と考えております。しかしながら、その契約面積は、令和3(2021)年度末時点で57万1千haと、5年前の平成29(2017)年度末の67万3千haと比較して減少傾向で推移しており、本制度の一層の普及が必要と認識しております。

特に、木材等生産機能の発揮を期待する森林では、植栽による更新を行いますが、新植地においては、干害等の気象害による被害を受けやすく、万が一被害に遭われた場合にも円滑に再造林ができるよう、森林保険への加入により、災害に備えていただくことが大切です。

また、近年は異常気象も頻発しており、台風に伴う風害や雪害といった災害は、中・高齢級の森林においても甚大な被害をもたらすことがあることから、間伐等の森林整備の機会に森林保険への加入を検討いただければと考えております。

森林保険センターでは、国内のみならず世界的にも様々な木材利用の拡大が進む中で、我が国森林の健全な育成を願い、より多くの森林所有者の皆様へ森林保険をご利用いただけるよう運用に努めるとともに、林野庁、都道府県、森林組合等の関係機関と連携して、本制度の普及や加入促進等に取り組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 所長ご挨拶



国立研究開発法人  
森林研究・整備機構  
森林保険センター所長

吉永 俊郎

### ——激甚化する自然災害、備えは十分ですか？

本年4月に森林保険センター所長を拝命いたしました吉永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

近年、気候変動の影響等により世界規模で自然災害が増加する傾向にあります。わが国でも自然災害が多発化、大規模化しつつあり、これまで災害と縁のなかった地域でも大きな災害に遭うケースが増えています。今や自然災害は日本中のどこで起きてもおかしくない状況にあるといえるでしょう。

突然やってきて尊い生命や財産を奪っていく自然災害、より身近な脅威となっている自然災害、皆さん、災害への備えは十分でしょうか。

昭和12年に国営の森林火災保険として創設された森林保険は、保険の対象に風害、水害、雪害等の6つの気象災害と噴火災を加えるなどの制度の充実を図り、森林の損害を補填する総合的な保険として成長してまいりました。

森林所有者の皆様自らが災害に備える唯一のセーフティネットである森林保険は、被災による経済的損失の補填を通じて林業経営の安定に貢献するとともに、被災地の早期復旧にも大きな役割を果たしており、これまで森林所有者にお支払いした保険金は626億円※に達しています(※記録が残っている昭和36年～令和2年度の実績)。

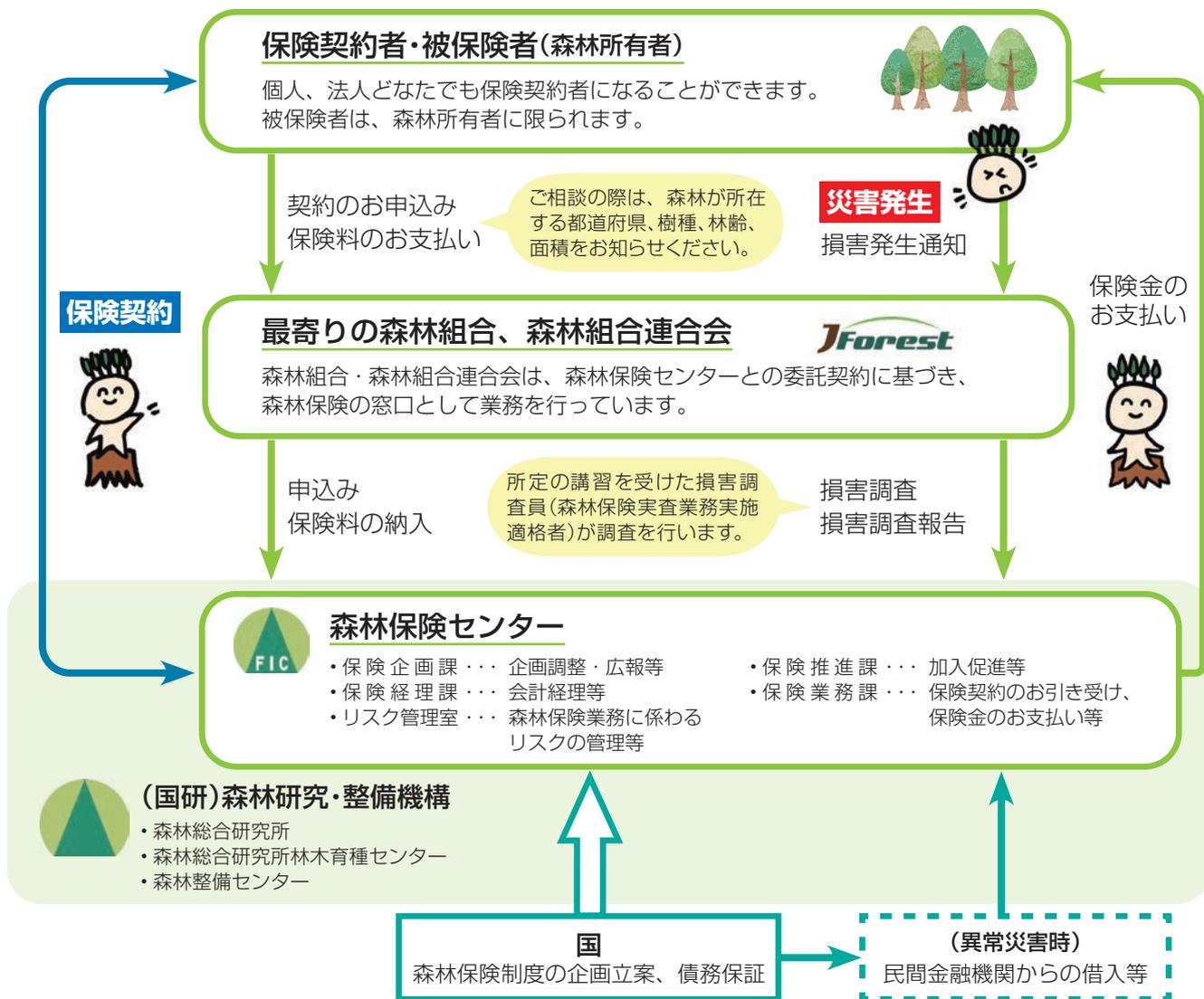
平成27年4月に森林国営保険業務を国から引き継ぎ、森林保険を取り扱う専門機関として発足した森林保険センターでは、保険金支払の迅速化など被保険者等へのサービスの向上に努め、皆様が安心してご利用いただけるよう、森林保険制度の安定的・持続的な運営に取り組んでおります。

森林保険に入っていて助かったという声を励みに、皆様に寄り添った、より使いやすい保険となるよう尽力してまいりますので、森林保険及び森林保険センターへのご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 森林保険の運営体制

## 「森林保険制度」とは

森林保険制度は、森林に火災、気象災及び噴火災が発生したときに経済的損失を補てんすることで、林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定化を図ることを目的とする公的保険制度です。



大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう、国による債務保証が法律に定められるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されています。

昭和12年から国が運営してきた森林国営保険が平成27年4月に森林保険センターに移管され、8年目を迎えました。森林保険となって以降、平成29年の森林保険制度創設80周年の節目を経て、保険料率の見直しや割引制度の新設といった商品改定、保険金のお支払いのための森林損害調査へのドローンや航空写真の活用等の取組を進めて参りました。

毎年のように大規模な自然災害が頻発し、リスク対策としての森林保険のニーズが高まる一方で、森林保険についてはまだまだ知られていない面もあると痛感しています。

林業経営・森林保全に携わり、自然災害対策をお考えの方々がこの森林保険制度にたどり着き、必要とする方にご活用いただけるよう、今後も努めてまいります。

# 森林保険で補償される「風害」「水害」

## 風害



— 暴風による幹折れ、根返りなどの損害

森林保険では、台風や強い温帯低気圧等の暴風により生じた「根返り」「傾斜」「幹折れ」等の損害を保険金のお支払いの対象としています。

風害の発生や大きさには、風圧（風力）や地形、土壌、樹種、林分の状態といった様々な要因が影響を及ぼします。

### — お支払いの対象となる風害の被害形態 —

- 根返り** 根が抜け出て、幹が転倒したものの、幹が傾斜・湾曲して根が地面から浮き上がっているもの
- 傾斜** 幹が傾斜・湾曲しているが、根が地面から浮き上がっていないもので、倒木起こし等による回復の見込みがないもの
- 幹揺れ** 強風で根元が揺り回され、根切れを生じたもので、根踏み等による回復の見込みがないもの
- 幹折れ** 幹が折れたもの
- 幹割れ** 立木の状態のまま、幹に縦方向の裂傷が入ったもの（割裂）、年輪に沿って材に割れが生じたもの（年輪剥離）
- 繊維切断(モメ)** 折損に至る前に生じる圧縮破裂により、繊維が切断されたもの
- 枝折れ** 枝が折れ、枯死に至るか木材としての経済的価値が減殺されたもの

### — 風害による損害を受けやすい条件 —

#### 地形

- ・ 強風にさらされやすい場所  
（独立峰の山頂や山麓の側面、高山の尾根筋、斜面上の凸地形等）
- ・ 風が収束し加速しやすい場所  
（風に向かって開いた谷筋の両岸付近、緩斜面から急斜面に移行する場所等）
- ・ 台風による強風にさらされやすい場所  
（南東から西向きの中腹斜面等）

#### 土壌

- ・ 土壌の浅い場所や砂質土壌では傾斜や根返りが多い（土壌が深い場所では幹折れが多い）
- ・ 大雨を伴う強風時など土壌の水分が多い場合は根返りを誘発しやすい
- ・ 積雪が少なく土壌が凍結している時の強風時には幹折れが発生しやすい

#### 樹種

- ・ 浅根性の樹種（ヒノキ、カラマツ等）は根返りに、深根性の樹種（スギ、アカマツ等）は幹折れになりやすい
- ・ 一般的に広葉樹は針葉樹よりも耐風力が高い

#### 林分の状態

- ・ 林内に空地がある場合は、強風が吹き込んでそこから被害が拡大することがある
- ・ 樹冠閉鎖状態（木々の樹冠が触れ合っていて隙間がない状態）に空隙が生じると被害が広がりやすい
- ・ 間伐が行われず、細い林木で構成されている人工林は将棋倒しのような被害になりやすい



①平成 30 年 9 月、岐阜県。台風第 21 号に伴う暴風によるスギ 43 年生の損害。間伐実施直後の被害であった

②令和元年 9 月、千葉県。令和元年房総半島台風（台風第 15 号）に伴う暴風によるスギ 27 年生の損害

③平成 29 年 9 月、北海道。台風第 18 号に伴う暴風によるトドマツ 41 年生の損害

前号の森林保険だより(26号)では、平成27年度以降に保険金をお支払いした最近の風水害についてお伝えしました。今回は、森林保険で保険金のお支払い対象となる風害、水害による損害について解説します。

## 水害



—豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害

森林保険では、降水や出水による山くずれ、地すべり、土石流等による「根返り」「埋没」「流失」等の損害を保険金のお支払いの対象としています。

水害の発生に最も関連が深いのは雨量ですが、地形や地質、林況（樹種や林齢）も影響を及ぼします。

### — お支払いの対象となる水害の被害形態 —

- 根返り** 豪雨に伴う崩壊、地すべり、基岩上の浅い土壌の滑落等により、立木が転倒したもの（幼齢木の場合回復は不可能）
- 埋没** 豪雨に伴う崩壊や地すべり等で立木が土砂に埋没したもの（ほとんどの場合、成長の回復や材の利用は見込めない）
- 流失** 渓岸崩壊、土石流、地すべり等により立木が流失したもの

このほか、下記に起因する損害で、因果関係を客観的に証明できる場合には水害として認定することがあります。

- 浸水・水没** 洪水や長雨で林地が長期間浸水又は水没したことにより、立木が生育不能となったもの
- 表面浸食** 豪雨等による土壌侵食により、林地土壌が流出し、立木が生育不能となったもの

### — 水害による損害の危険性が高まる条件 —

#### 雨量等

- ・連続雨量 350mm または日雨量 150mm 程度以上（地盤が弱い山地では、連続雨量 200mm 以上または日雨量 100mm 以上になると崩壊の危険が大きくなる）

#### 地形及び地質

- ・流域全体の高低差、起伏量、谷密度、流域面積等が大きい地域
- ・山腹の傾斜が 25 度以上の斜面（山腹崩壊は傾斜 30 度～ 40 度前後の斜面で最も多く発生する）
- ・斜面の傾斜が上部で緩やか・下部で急な場合の、傾斜の変曲点
- ・溪流によって脚部が洗掘される斜面
- ・火山堆積物、第三紀層などの新しい地質の場所

#### 樹種及び林齢

- ・一般に広葉樹は針葉樹より抵抗力が大きく、天然林は人工林より強い
- ・ケヤキ、コナラ、ミズナラ、クヌギ、タブノキ、エノキは抵抗力が大きく、ニセアカシア、ヤマナラシ、カンバ類は抵抗力が小さい。ヒノキ、アカマツ、スギの抵抗力はこの中間にあたる
- ・幼齢林が最も弱く、林齢が上がるにつれ抵抗力が増す
- ・林齢 50～60 年生を過ぎると根系が衰え始めるため、抵抗力も弱まり始めるといわれる



④根返り



⑤根返り・流失



⑥埋没・流失

④平成 30 年 7 月、愛媛県。7 月豪雨によるヒノキ 51 年生の損害

⑤平成 30 年 9 月、鹿児島県。台風第 24 号に伴う激しい雨によるスギ 7 年生の損害

⑥平成 30 年 9 月、群馬県。台風第 24 号に伴う激しい雨によるスギ 3 年生の損害

## 保険金をお支払いした災害の事例

～ 入っていてよかった、森林保険。皆様もご加入ください。～

### 風害

平成30年台風第21号は、9月4日に非常に強い勢力で徳島県に上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断。四国地方や近畿地方では9月3日から5日にかけて猛烈な風となり、最大瞬間風速が観測史上1位を更新したところが多数あった。

当該地では、特に南向きの風通しの良い斜面において、暴風による倒木、幹折れ、根返り等の被害が確認された。

#### 【事例】大阪府 公有林

樹種・損害時林齢：**ヒノキ・44年生**  
実損面積 / 契約面積：**0.45ha/0.85ha**  
支払保険金：**1,409,940円**

(参考)

ha当たり保険料/年：**7,989円**  
付保率：**84%**



／入ってよかったで～、森林保険。みんなも入ったほうがええで～。



### 風害

令和2年10月に日本に接近した強い台風第14号は各地に大雨、暴風をもたらし、石川県では大きな被害はなかったものの強い風が吹いた。台風通過後、見回っていた森林組合職員が、道路際の斜面で重なるように倒れたり、幹が大きく湾曲した立木の被害を発見した。

#### 【事例】石川県 私有林

樹種・損害時林齢：**アテ・40年生**  
実損面積 / 契約面積：**0.11ha/0.25ha**  
支払保険金：**377,300円**

(参考)

ha当たり保険料/年：**8,594円(3年契約)**  
付保率：**100%**



／入ってよかったわいね、森林保険。みーんな、入らしね～。

※アテ：アスナロの変種ヒノキアスナロの地方名で、能登地方は日本有数のアテの造林地として知られる。古くからヒノキの同類として取り扱われていることから、森林保険ではヒノキの標準金額を適用した契約も可能としている。

## 表紙 初めての登山、近江富士（三上山）の頂上をめざして

撮影・文／村岡 貴彦（森林保険センター保険推進課）



山登り、おもしろかったね！  
(帰路にて。左が三上山(男山)山頂)

滋賀県野洲市にある高さ432mの三上山は、なだらかな稜線を描くその美しい姿から「近江富士」と呼ばれ、地域の方に親しまれています。

爽やかな陽気の一日、小学生の子どもたちと初めての登山に挑戦しました。深い針葉樹の森をひたすら登ってたどり着いた山頂から、目の覚めるような眺望を楽しんだ後は、巨大な岩や鎖場、割岩のすき間を通り抜け、歩き切った子供たちの表情は達成感で充ち溢れました。

下山後も繰り返し「また山に登りたい！」と言ってくれて嬉しい限りです。これからも子供たちと一緒に、山や森をたくさん楽しみたいと思います。

# 水害

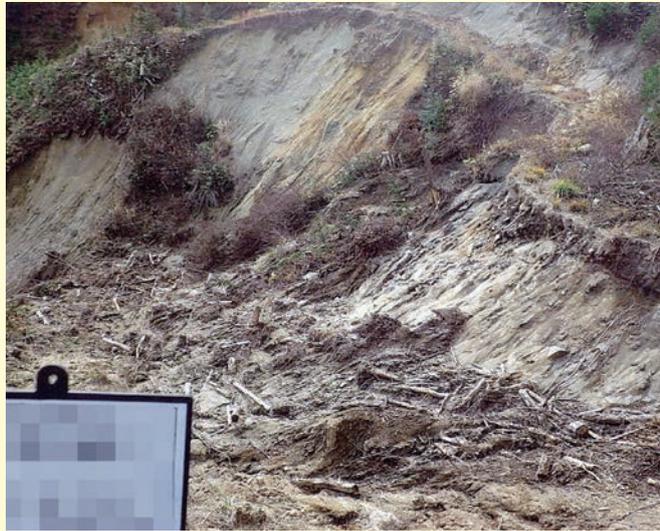
令和元年10月に関東地方を通過した令和元年東日本台風(台風第19号)は、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲に記録的な大雨をもたらした。当該地付近では24時間降水量383mmを観測し、4年生のスギが流出・埋没した。

## 【事例】茨城県 私有林

樹種・損害時林齢：スギ・4年生  
 実損面積 / 契約面積：0.42ha/1.76ha  
 支払保険金：697,200円

(参考)

haあたり保険料/年：4,942円(10年契約)  
 付保率：100%



／入っていでよかったー、森林保険。皆も入ったらええよ〜。＼



## 森林保険センター職員人事異動のお知らせ

### ◆お世話になりました◆

令和4年3月30日付

新職名	氏名	前職名
退職	石原 聡	所長

令和4年3月31日付

新職名	氏名	前職名
林野庁四国森林管理局	島内 厚実	保険総務部長
三井住友海上火災保険株式会社	福本 浩一	保険業務部上席参事
林野庁林政部林政課	中澤 文博	保険企画課長
林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	内海 和徳	保険業務課長
全国森林組合連合会	宮下 茂明	保険推進課課長補佐
林野庁北海道森林管理局	津田 元	保険業務課課長補佐
農林水産省農林水産技術会議事務局	高城 允	保険業務課保険審査第二係長
林野庁林政部林政課	青木 寛	リスク管理室監査係長
林野庁林政部林政課	山崎 朱莉	保険企画課保険企画係

令和4年4月1日付

新職名	氏名	前職名
森林整備センター関東整備局	宮下 誉樹	保険経理課課長補佐

令和4年6月29日付

新職名	氏名	前職名
退職	中山 浩次	審議役

### ◆よろしく申し上げます◆

令和4年4月1日付

新職名	氏名	前職名
所長	吉永 俊郎	林野庁北海道森林管理局総務企画部長
保険総務部長	青柳 浩	森林総合研究所総務部長
保険企画課長	安藤 健一	林野庁森林整備部整備課
保険業務部参事	染谷 学	三井住友海上火災保険株式会社
保険業務課長	田中 隆博	林野庁林政部林政課
保険経理課課長補佐	水田 正和	森林整備センター関東整備局
保険企画課保険企画係長	小澤 一輝	林野庁森林整備部研究指導課
保険経理課保険経理第一係長	谷端美菜子	林野庁林政部林政課
保険企画課保険総務係	佐瀬 美和	保険経理課保険経理第一係
リスク管理室監査係長	遠山 博章	林野庁中部森林管理局富山森林管理署
保険推進課課長補佐	村岡 貴彦	保険業務課課長補佐
保険業務課課長補佐	加陽 将史	林野庁林政部林政課
保険業務課保険契約係長	小田島有沙	全国森林組合連合会
保険業務課保険審査第二係	神田 倫花	保険業務課契約管理係
保険業務課保険契約係	岡村 陽	新規採用

令和4年7月1日付

新職名	氏名	前職名
審議役	馬場 敏郎	森林総合研究所企画部研究管理科長

市町村ご担当者の皆様へ

# 大切な地域の森林に、森林保険をご活用ください



森林保険は、多くの自治体にもご活用いただいております。

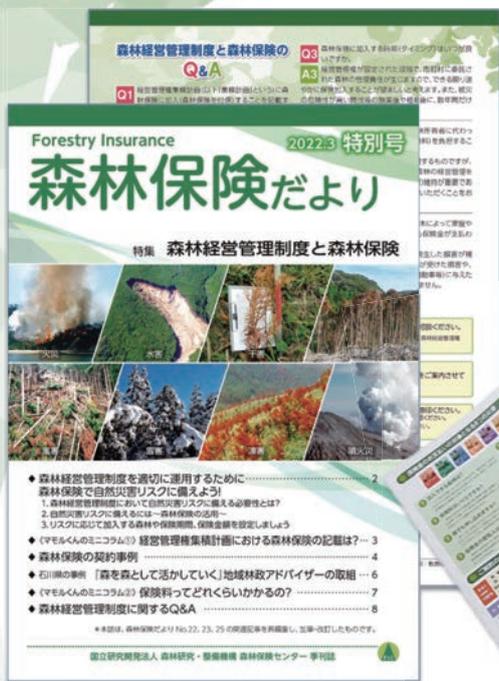
自治体の財産である公有林は、地域資源の核として、水源涵養機能や土砂災害の防止等の公益的機能の維持・増進も大切です。災害によって被害を受けた森林は機能が低下しているため、早期に復旧を図り、その機能を回復させることが求められます。

また、森林経営管理制度に基づいて市町村等が経営管理する森林については、特に自然災害リスクに対する備えが大切です。森林保険センターでは、森林保険がこの制度の適切な運用にも役立つと考え、重点的に加入促進活動を推進しています。

——地域の森林経営・管理の主体としての市町村の役割は、ますます重要となっています。健全で災害に強い森林づくりとあわせて、集中豪雨や台風などによる災害への備えとして、森林保険のご活用をぜひご検討ください。

森林保険だより特別号(森林経営管理制度と森林保険)

森林経営管理制度において森林保険をご利用いただく際にお役立ていただける情報をまとめました。Q&Aや自治体等の事例なども掲載しています。



森林保険パンフレット

森林保険ポスター

森林保険センターでは、各市町村の森林関連施策や様々なご事情をお伺いしながら、ニーズに沿った形でのご提案やお見積もり、ご要望に応じた資料のご提供も行ってまいります。対面での相談やオンラインでの打合せにも対応しております。お気軽にご相談ください。

各資料は、下記サイトからダウンロード可能です。紙媒体でご覧になりたい方は、郵送も対応しております。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
森林保険センター保険推進課 電話:044-382-3523



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話：044-382-3500 (代表)

FAX：044-382-3514

https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html



ホームページ



Facebook